

柏市耐震改修促進計画の概要

～建築物の耐震改修で地震に強い街づくりを～

第1 計画策定の趣旨

柏市として建築物の耐震化を促進するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定します。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、被害の状況
 - (1) 柏市直下地震，千葉県北西部直下地震，大正型関東地震を想定しています。
 - (2) 柏市直下地震規模（マグニチュード7）では，死者235人（冬5時）等が想定されています。
- 2 耐震化の現状
 - (1) 市内の既存建築物は，約208,000棟存在しています。
 - (2) 耐震化の現状
 - ア 住宅・建築物の現状
 - (ア) 住宅の耐震化率は，約92%^{※i}です。
 - (イ) 耐震診断義務付け対象建築物^{※ii}の耐震化率は約96%^{※i}です。
 - (ウ) 特定建築物^{※iii}の耐震化率は，約95%^{※i}です。
 - ・市有特定建築物の耐震化率は，100%^{※i}です。
 - ・民間特定建築物の耐震化率は，約94%^{※i}です。
 - (エ) 市有建築物の耐震化率は，約98%^{※i}です。

※ i 本計画・本編の5，6ページ「2 耐震化の現状」を参照。

※ ii 本計画・本編の5ページ「ア 耐震診断義務付け対象建築物」の注釈※3を参照。

※ iii 本計画・本編の6ページ「イ 特定建築物」の注釈※5を参照。

3 耐震改修等の目標値の設定

- (1) 住宅

令和7年度における，住宅及び特定建築物の耐震化率を95%にすることを目指します。
- (2) 建築物

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標は，令和7年度におお

むね解消^{※iv}とします。

※iv 資料編48ページ「国土交通省告示第184号」の二-2を参照。

(3) 市有建築物

災害時の拠点施設としての機能確保の観点から市有建築物の耐震性が求められるとの認識のもと、耐震化の整備方針、整備目標等を定めた整備プログラムに基づき、特定建築物及び震災時に応急活動の拠点となる建築物等を優先的に整備します。

4 市有建築物の耐震化情報開示

市は、主要な市有建築物の耐震性に関するリストを公表します。

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の所有者等は、自らの責任で地震に対する安全性を確保することを原則とし、市は、所有建築物の耐震化に取り組むとともに、建築関連団体等と連携して啓発及び知識の普及を行い、住宅及び特定建築物の耐震化に取り組めます。

2 耐震診断等の促進を図るための支援策の概要

所有者等が耐震診断等を行った場合に、市は費用の一部を補助します。

3 重点的に耐震化すべき区域

市は、木造住宅が密集する市街地等を重点的に耐震化の促進を図る区域を定めます。

4 地震発生時に通行を確保すべき道路

地域防災計画による緊急輸送道路、避難路のほか、特に必要と判断するものを指定します。

5 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

(1) エレベーターの閉じ込め防止策をとるよう指導します。

(2) 地震発生時の落下物防止を指導します。

(3) ブロック塀の知識の普及を促進し、改善を指導します。

6 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、必要な対策や支援等を推進します。

7 耐震化の状況把握

耐震化状況を把握するため、定期的に調査を行います。

第4 啓発及び知識の普及

- 1 防災マップの作成・公表
大地震発生による危険性について予測した地図を、作成して公表します。
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実
 - (1) 市や建築関連団体等に、耐震診断等の仕組みや助成制度等の相談窓口を設置し、相談に応じられる体制を整えます。
 - (2) 耐震改修促進法の周知、耐震改修の実施例の紹介を行い、法の趣旨の理解や助成制度等の普及に努めます。
 - (3) 広報やインターネット等を通じて、耐震性に関する注意喚起に努めます。
 - (4) 経済的で実現可能な耐震改修方法を提供できるよう、建築関連団体に働きかけます。
- 3 パンフレットの作成・配布，相談会の実施
 - (1) 耐震診断等に関するパンフレットを作成し、配布や相談窓口に常備します。
 - (2) 木造住宅簡易耐震診断（在来工法）相談会を実施します。
- 4 リフォームにあわせて、耐震改修を行えるよう情報提供を行います。
- 5 地震時の家具転倒による被害防止のため、対策事例の紹介等を行います。
- 6 県や自治会・町会と連携して、耐震化の促進に努めます。

第5 耐震促進法による指導・助言，指示，公表等

- 1 指導・助言，指示，公表等の実施
 - (1) 優先的に指導等をする建築物の選定方針
特定建築物の中でも、特に大規模で影響の大きい百貨店等や震災時に応急活動の拠点となる建築物、災害時に要援護者が主に使用する施設を優先して指導していきます。なお、指導・助言によっても、正当な理由がなく耐震診断等の計画を作成しない指示対象特定建築物については、必要に応じて指示・公表していきます。
 - (2) 公表方法等
ホームページを通じて、公表します。
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施
建築基準法上そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれがあると特定行政庁によって認められる建築物については、勧告や命令を行います。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関連団体との連携

千葉県防災連絡会議等により，県及び建築関連団体等で連携して，耐震化の促進を行っていきます。

2 その他

本耐震改修促進計画を実施するにあたり，必要な事項は別途定めます。